

山波小学校生徒指導規程



目的

すべての児童がルールを守り、安心して学校生活を送ることができ、きょうにすることが生徒指導の目標である。児童が、ルール、マナーを守るなどの規範意識を向上させ、健全な成長を促すために、適切な指導・支援を行う必要がある。児童が望ましい学校生活を送るとともに、集団生活や社会生活を円滑に進めていけるよう、本校における規程を示した。この規程は、「社会のルール」と「山波小学校のきまり」など、学校から出したお願いに準ずるものである。

第1条 登下校

- (1) 決められた通学路を守らなかったり、寄り道をしていた場合は、家庭に連絡し指導への協力をお願いする。
- (2) 登校した後、勝手に忘れ物を取りに帰ったり、保護者へ電話をかけたりしない。

第2条 欠席者・遅刻者への指導

- (1) 週に2回遅刻したときは家庭へ連絡し、指導への協力をお願いする。

第3条 服装・頭髪・アクセサリーなどの規則違反

- (1) 職員が指導しても児童の態度が変わらない場合は、家庭に連絡し指導への協力をお願いする。
- (2) 1週間の猶予期間が過ぎても、直さなかった場合は、他の児童への影響を考え、元に戻すまで別室指導とする。

第4条 授業エスケープ

- (1) すぐに教室へ戻るよう指導する。
- (2) 教室に戻らない児童については、別室で学習させるか、指導を続ける。
- (3) その日のうちに家庭に連絡する。

第5条 授業妨害

- (1) 他の児童が落ち着いて（集中して）学習できない状況をつくる児童に対しては、授業者がすぐに指導を行う。
- (2) 授業者の指導に従わない場合は、他の職員と連携し自分で振り返りができ、進んで学習ができるようになるまで別室で指導を行う。
(指導内容……反省をした後、ドリル学習などの一人学習をする。)

第6条 児童・教職員に対する暴力

- (1) 当事者一人一人から別室で事情を聞き事実を確認する。事実確認後、「暴力では何も解決しない。」ことを指導する。
- (2) 保護者へ連絡し、場合によっては来校していただく。
- (3) 状況によっては、関係機関に連絡をする。

第 7 条 持ち物について

- (1) 学習に必要なでない物は持ってこない。
- (2) 不必要なお金や貴重品は持ってこない。
- (3) 原則として、携帯電話の持ち込みは禁止。

第 8 条 保健室の利用・早退・欠席

- (1) 保健室の利用は 1 時間とし、静養しても回復しない場合は保護者へ連絡し、迎えに来ていただく。

第 9 条 特別な指導

安全・安心な学校にするため、本人の自律を育成するために、特別な指導を行うことがある。

特別な指導とは、別室で児童が自ら起こした問題行動を反省し、よりよい充実した学校生活を送るためにどうすればよいかを、落ち着いて考えさせるものである。

(1) 項目

- ① 盗難・万引き
- ② 暴力
- ③ 金銭トラブル（物の貸し借り）
- ④ 器物破損
- ⑤ 火気に関わるいたずら
- ⑥ その他（喫煙、いじめなど）

(2) 指導期間

- ・ 1 回目は、別室で反省する。（別室とは職員室隣の会議室をいう）
- ・ 2 回目は、1 日間の別室指導。
- ・ 3 回目は、3 日間の別室指導。
- ・ 4 回以上、5 日間の別室指導。
※ トイレ以外は、別室で過ごす。

(3) 指導内容

- ① 朝に「今日の目標」を立て、帰りに「振り返り」をする。
- ② 学習内容は、ドリル学習を中心に行う。

(4) 対応

- ① 関係児童から事情を確認し、指導を行う。
- ② 保護者に連絡し、来校して頂く。状況の説明後、場合によっては謝罪や、弁償・修理などをして頂く。
- ③ 状況によっては、教育的配慮をしながら、被害届を出し関係機関に連絡をする。